

丸亀支部メディア教育研究部会活動報告

1 はじめに

丸亀支部メディア部会では、各教科、道徳総合的な学習、特別活動、さらには部活動等学校の教育活動の中でメディアをどう教育に生かしていくかについて研究を重ねてきた。

教育とは本来は人と人の関わりが基本になるのであるが、視聴覚機器やコンピュータの発達により、それらをうまく活用することによって、生徒の情報活用能力や判断力、表現力を身につけさせたいと考えている。

また、情報化社会の陰の部分や著作権についても研究を行った。

2 研究の過程

(1) 5月2日(金) 丸亀市立南中学校

- ・研究主題の設定
- ・研究組織づくり
- ・研究計画の策定

(2) 12月12日(金) 丸亀市立綾歌中学校

- ・各学校での研究実践発表と質疑応答
- ・今後のメディア教育のあり方についての協議
- ・google earth の教材化についての提案
- ・メディア教育における著作権について演習
- ・本年度のまとめと課題について協議

3 研究実践例

メディアとは、情報伝達手段の総称として用いられる言葉である。このため昔からある視聴覚機器等も含めてコンピュータ等の活用方法、インターネット、教材ソフト(テープ

- ・CD等も含む)について情報交換を行った。

また、ネットモラルや個人情報保護、著作権等についても取り組みがあった。

○授業実践

丸亀市立南中学校

(1) 目標

情報社会のルールやマナーを身につけることを目的に、「個人情報の保護」「著作権」について考える。また、インターネット社会になって、身近に様々な問題が生まれていることに気づき、それらへの対処法を考えることができる。

(2) 利用機器

画面転送装置、コンピュータ(40台)

(3) 活用コンテンツ

WEB ページ 「ネット社会の歩き方」

- ・個人情報の保護について紙芝居形式で表示
- ・プレゼンテーション資料集やワークシート集も準備されている。

(4) 使用法

インターネット上で直接閲覧

(5) 本時の流れ

導 入

教科書(新しい技術・家庭)の2つの事例を見て、情報伝達の問題点を考える。

展 開

- ・情報伝達の問題点とその理由をグループで話し合う。

事例1 WEB ページに個人情報を載せた。

事例2 WEB ページに猫の絵を使った。

- ・グループで話し合ったことを発表する。
- ・自分のパソコンでコンテンツを見て確認する。

ま と め

「個人情報の保護」「著作権」についてワークシートにまとめる。

(6)授業を終えて

自分でコンピュータを操作し、インターネット上の学習コンテンツを利用したことで自分のペースで学習を進めることができた。また、身近な事例を題材としているので生徒の興味・関心を高めることができた。

○授業（音楽）におけるパソコン・プロジェクターの利用 丸亀市立本島中学校

(1)パワーポイントを使って黒板として利用
・本時の授業目標や楽譜、歌詞を板書の代わりにパソコンで作成したものをプロジェクターでスクリーンに映したり、パワーポイントのアニメーションを活用する。

(2)パワーポイントによる動画の提示
・パワーポイントに動画を貼り付け、ギターの種類による音の違いなどを視覚を通して伝える。

(3)成果と課題
・普段、黒板でしか授業板書を見ることがない生徒にとって、新鮮さを持たせスクリーンの動画（演奏風景等）に集中させることができた。
・ポインタオプションのフェルトペンで書き込んでいくことによって、わかりやすく指導することができた。
・プロジェクターとスクリーンがあればどの授業、どの教室でも ICT 活用授業は可能である。

(4)これからの取り組み

・パソコンを用いての写譜・作曲・創作音楽活動

例 楽譜作成ソフト「Finale」の無料ダウンロード「Notepad」を用いての作曲・創作音楽活動

↓

パソコンで楽曲を写譜したり、自分で作曲したものをすぐに聴いたりすることができるのでメディアへの意欲・関心が高まるのではないかと考えている。

○Google Earthの活用

ねらい 世界各地の緯度を実感する

- ① Google Earth を起動し、アラスカ最北端の町ポイントバローを見つける。
- ②ポイントバローの町をズームアップし、町はずれのパラボラアンテナ群を見つける。
- ③②の付近に表示されている□マークをクリックするとその付近の写真が出てくる。
- ④写真に写っているパラボラアンテナはすべて地平線に向いているのを確認する。
- ⑤次にシンガポールの町をズームアップする。
- ⑥上と同じ操作を行いパラボラアンテナはどれも真上に向いているのを確認する。

なぜ、この2つの地点でアンテナの向きに違いがあるのだろうか。

- ⑦通信衛星はほとんどの場合、赤道上に位置していることを知らせる。
- ⑧自分で考えた理由を図に書き発表する。
- ⑨地球上の他の地点でのアンテナの向きを Google Earth で調べ、自分の考えを確認する。

○著作権についての研修

・法規研修

著作権法 32 条（発表資料等で他人の作品を引用して利用する場合）、35 条（教員、生徒が授業の教材として使うために他人の作品をコピーし配布する場合）、36 条（他人の作品を使って試験問題を作成またはインターネット試験などで試験問題を送信する場合）について実例をあげながら研修を行った。

・著作権 Q&A

メディア教育を行っていく上で、教員が知っておかなければならない著作権についての事項を質問形式で作成し、演習と解説を行った。